

自動音声のご案内（国際収支項目番号に関するお問い合わせ）

＜ご案内の対象＞

一回の決済で 3,000 万円相当額を超える支払又は受領が対象となる「支払又は支払の受領に関する報告書」に関するお問い合わせを受け付けています。3,000 万円相当額を超えない場合は、「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が不要なため、お問い合わせにはお答えしておりません。予めご了承ください。

＜お問い合わせ方法＞

- ① 03-3277-1341 にお電話ください（電話受付時間：9：00～17：00）。
- ② お取引の内容に合わせて、番号を押してください。アナウンスの途中で番号を押すことも可能です。

分岐 1	分岐 2
1. 物品・サービス・手数料	1. 物品
	2. サービス・手数料
2. 不動産	1. 海外の不動産
	2. 日本国内の不動産
3. 証券・出資・貸付・借入	1. グループ企業間の出資・貸付・借入
	2. グループ企業間以外の証券の取得・処分・償還
	3. グループ企業間以外の貸付・借入・組合出資
4. 利子・配当・給与・税金	—
5. その他	1. 海外預金・預け金
	2. 金融派生商品
	3. 贈与・損害賠償金
	4. その他の経常取引
	5. その他の金融取引